

りする役目をする。普通はSS41材でつくられ、その形状は半円形の鉄板の中央上部に引棒を取付け、かきよせに便利ようになっている。動力車とう載用品取扱手続によれば暖房車付属器具の1つとして、特殊暖房車(ヌ形式)にのみレーキ1丁をとる載することになっている。この形式のものはレーキを使用しないと灰殻の排出に困難なので、とくにとる載することになっているが、使用場所を考慮してその長さは1,700mm1種に制限されている。長さもとう載用以外は作業に応じて適宜加減している。(伴野輝夫)

レーダー (英)radar 電波を放射してその反射されて帰って来た電波をとらえ、反射物をブラウン管上に現示させて、反射物体の方向および距離を測定する無線機器である。その用途により軍用と航海用、航空機用とあり、兵器または航行機械器具として取扱われている。

国鉄にも青函連絡船、宇高連絡船等に設備しており、濃霧や降雨暗夜の隙肉眼による見通し困難の場合にレーダーを使用し、電波透視を行い航行の安全を期している。レーダーの構成は送受信機、指示器、回転空中線、制御器、電源部とよりなり、回転空中線は1個で送受信を行い、1分間に15~20回転するよう電動機で駆動する。送受信機の規格は周波数9,320~9,430MC/Sの極超短波を使用

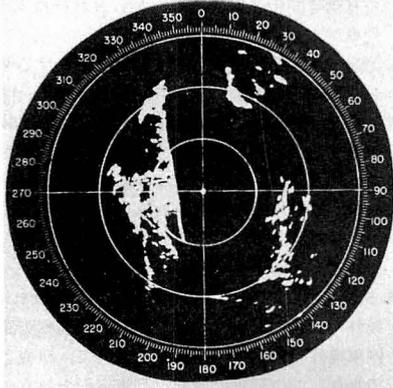


1. 海 図

し、瞬間的な送信出力は30~50KW、衝撃電波(パルス)の継続時間(パルス幅)は $0.25\mu\text{S}$ (0.25×10^{-6} 秒短時間発射送信)である。指示器は17"のブラウン管を使用し螢光面上にある図形を画かせるが、約4秒程度の残光性のあるものを使用し、面一杯に観察を容易ならしめている。このレーダーは船舶においては、船橋の運転士または航海士の扱い易い場所に取付けてある。

(柴内五郎)

れっしゃ 列車 (英)train 輸送面から見れば、列車とは鉄道線路を運転して、人および物を輸送するため仕立てた車両である。しかし、これを規程面から定義すれば、運転取扱心得に「列車とは停車場外の線路を運転させる目的で組成された車両をいう」とある。したがって、列車は停車場外の線路を運転させるという目的を持っていなければならない。すなわち、漫然として放置された車両は他のいかなる条件が具備されていても、



2. レーダーによる図-1の受信状態

列車でなく車両である。また車両数には関係はないので、動力車単独でもそれ自体で列車となり得る。

列車にはその性質、用途、目的、運転時期、速度、運転時間帯、運転距離、使用動力車等により、おおむねつぎのようなものがある。

1 用途による分類

(1) **営業用列車** 運賃を徴収して一般の旅客貨物を輸送する営業用の列車である。

(2) **事業用列車** 鉄道自体の業務の必要上運転する列車で、工事列車・試運転列車・排雪列車・雪捨列車・救援列車・配給列車等がある。

2 運転目的による分類

(1) * 旅客列車

(2) * 貨物列車

(3) **軍用列車** 軍隊および軍需品を輸送する専用臨時列車。

(4) **工事列車** 鉄道の工事用材料を運搬するため運転する列車であって、停車場以外の工事現場にも停車して軌条・土砂・木材等の工事材料を積卸する。この列車は積卸材料の数量にもよるが、だいたいにおいて5~10両程度の編成である。

(5) **試運転列車** 新製車両・修繕車両の性能、線路・橋梁等の施設物の強度状態その他各種の試験調査を行うため運転する列車で、機関車のみで運転する列車を試運転単行列車という。

(6) **回送列車** 車両を回送するために運転する列車をいい、客車・電車・気動車を回送する列車をそれぞれ回送客車列車・回送電車列車・回送気動車列車という。

(7) **排雪列車** 線路やその沿線あるいは停車場構内等の積雪を排除するため運転する列車をいい、通常雪かき車を機関車の前頭に連結して、積雪を排除しつつ進行するのであるが、かき寄せ雪かき車の場合は機関車が前頭である。

(8) **雪捨列車** 主として停車場構内の堆雪(たいせつ)取捨のため、近くに適当な雪捨場がない場合、雪を無がい車に積込み、停車場構外の河川等適当な場所に捨てるために運転する列車。

(9) **救援列車** 事故が発生したとき、復旧のため資材および要員等を輸送し、あるいは事故車の収容等のため運転する列車。

この列車は客車または貨車1~2両程度で編成されるのが普通であるが、場合によっては機関車だけで運転し、事故の程度によってはこの救援列車を2個列車、3個列車も運転することがある。この列車の運転取扱については、その性質上例外的取扱、たとえば機関車または動車をいずれの位置に連結してもよく、緩急車および車掌の省略、線路の右側運転、退行してもよい等の例外を認めている。

(10) **配給列車** 事業に必要な物品を鉄道部内各機関に配給するために運転する列車をいう。

(11) **お召列車** 天皇・皇后両陛下の御乗用として臨時に運転する列車。御料車と供奉(くふ)車とで編成し、通常5両編成。この車両は東京鉄道管理局(大井工場)で管理しており、お召列車の運転および警護については「お召列車の運転及び警護心得」に定められている。

(12) **御乗用列車** 皇太子殿下の御乗用に供する車両を連結した通常列車をいう。特別に仕立てた車両で臨時列車として運転する場合は御乗用臨時列車といい、その運転および警護の取扱については「お召列車の運転及び警護心得」を準用する。

(13) **宮廷列車** お召列車と同じ。

(14) **貴賓用列車** 外国の貴賓が乗車するため運転する列車。